



一般財団法人 千葉県社会保険協会



月刊 社保ちば

目次

●日本年金機構からのお知らせ●

・年金委員制度のご案内 2-3

●協会けんぽ千葉支部からのお知らせ●

・40歳から74歳までの方の
事業者健診(定期健診)結果をご提供ください 4
・「ジェネリック医薬品軽減額通知」をお送りします 5
・「健康な職場づくり宣言」事業所募集中! 5

●千葉県社会保険協会からのお知らせ●

・梨・ぶどう狩り補助券を配付します! 6
・第17回ボウリング大会を開催します 7
・蓮沼ウォーターガーデン割引券配付のご案内 8
・協会費の口座振替に関するご案内 9

補助券(割引券)ご利用に際してのお願い

天候等、様々な理由により各施設の営業情報が変わる場合がございます。当協会が配付しております割引券(補助券)をご利用の際には、各施設のホームページ等にて最新情報を必ずご確認くださいませようお願い申し上げます。

千葉県社会保険協会のホームページ ➔ <https://shaho-chiba.jp>



スマホ対応してます

年金委員制度のご案内

事業主の皆さまへ

公的年金制度に関する仕組みや各種手続き方法など、他の従業員が知りたいと思う年金の情報や知識を有する従業員が職場内にいることは、とても心強いものです。

『**職域型**』年金委員は、こうした期待に応えるための職場と年金事務所を結ぶパイプ役となります。

◆全国の年金事務所では、定期的に年金委員を対象とした研修会を開催し、制度改正事項などをお伝えしています。また、日本年金機構本部（東京）も、毎年、リモートによる全国年金委員研修会を開催しています。

◆平成25年度より、「年金委員功労者厚生労働大臣表彰」制度が開始されました。受賞者は所属する会社名とともに、厚生労働省ホームページに掲載されます。

なお、『**職域型**』年金委員である従業員がお辞めになる際は、引き続き『**地域型**』年金委員へ移行していただけるようご案内をお願いします。

1. 年金委員とは

年金委員とは、厚生労働大臣から委嘱を受けて政府が管掌する厚生年金保険および国民年金の事業について、会社や地域で啓発、相談、助言などの活動を行う方々です。

年金委員は、活動する区域によって『**職域型**』と『**地域型**』の2種類に区分されています。『**職域型**』は主に厚生年金保険の適用事業所内で、『**地域型**』は自治会など地域において活動していただきます。

2. 年金委員制度の概要

年金委員は、公的年金制度について、広く国民の皆さまに周知するとともに、制度への理解と信頼を深めていただくよう普及・啓発活動を行うために設置されました。

【**職域型**】厚生年金保険の適用事業所のうち、常時300人以上の被保険者がいる事業所には2名以上、300人未満の事業所には1名以上の設置をお願いしています。令和5年3月末時点で、全国で約12万7千人の方が職域型年金委員として委嘱されています。

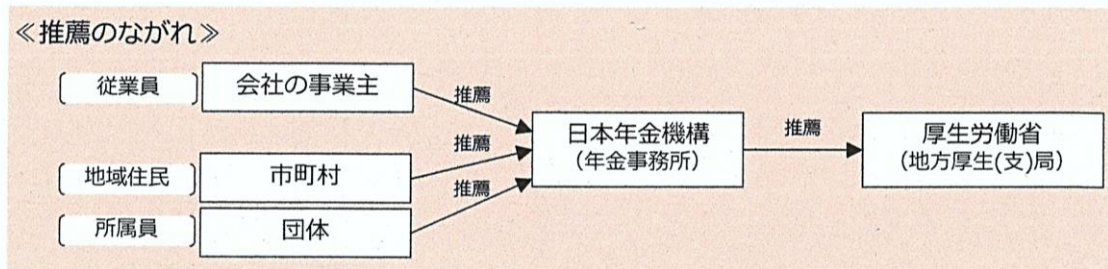
【**地域型**】市町村や団体から推薦いただいた方であって、令和5年3月末時点で、全国で約8千数百人の方が地域型年金委員として委嘱されています。

日本年金機構からのお知らせ

3. 年金委員になるには

年金委員は、社会的信望があり、かつ、政府管掌年金事業の適正な運営について理解と熱意を有する者として推薦があった者に対し、厚生労働大臣が委嘱します。
【日本年金機構法第30条】

年金委員は、『職域型』の場合は会社の事業主、『地域型』の場合は市町村や団体からの推薦を受け、日本年金機構から厚生労働省へ推薦します。



職域型年金委員の推薦にあたっては、原則として推薦時点において、現に厚生年金保険に関する事務の担当者あるいは過去に担当していたことがあるなど、一定期間の経験と年金制度についての知識のある者とされています。

4. 推薦の方法

職域型年金委員の推薦方法は、厚生年金保険の適用事業所の事業主様が、「年金委員推薦書（職域型）」を管轄の年金事務所へ提出いただくこととなります。

※様式は、日本年金機構ホームページ「年金委員通信」からダウンロードできます。

年金委員に関するQ&A

Q：年金委員に報酬は支払われますか？

A：報酬は支払われません。ただし、活動を行うための交通費などの経費については支払われます。

Q：年金委員の研修はありますか？

A：全国の年金事務所で定期的に研修会を実施しており、公的年金制度や新たな制度改正事項といった情報を直接日本年金機構から得ることができます。そのため、他の従業員に対して公的年金に関する必要な情報提供を行うことができます。また、研修会を通じ、他の事業所との交流が持てるといった意見もありました。さらに、長年にわたる活動の功績は、厚生労働大臣からの表彰の対象となります。

制度の趣旨をご理解いただき、
ぜひ年金委員の推薦をお願いします。

※お問い合わせは、管轄の年金事務所までご連絡をお願いします。

協会けんぽ千葉支部からのお知らせ

事業主様へ ▶ ぜひ職場内で回覧をお願いいたします。
協会けんぽ以外の健康保険組合等にご加入の事業所は各健康保険組合等にお問い合わせください。

40歳から74歳までの方の事業者健診(定期健診)結果をご提供ください

協会けんぽでは事業主様が行う従業員の事業者健診(定期健診)結果のご提供をお願いしております。提供いただいた健診結果をもとに、生活習慣の改善が必要な方に無料で健康づくりのサポート(特定保健指導)を行います。

健康づくりサポート

メタボリックシンドロームのリスクが高い方を対象に保健師、管理栄養士が健康をサポート(特定保健指導)

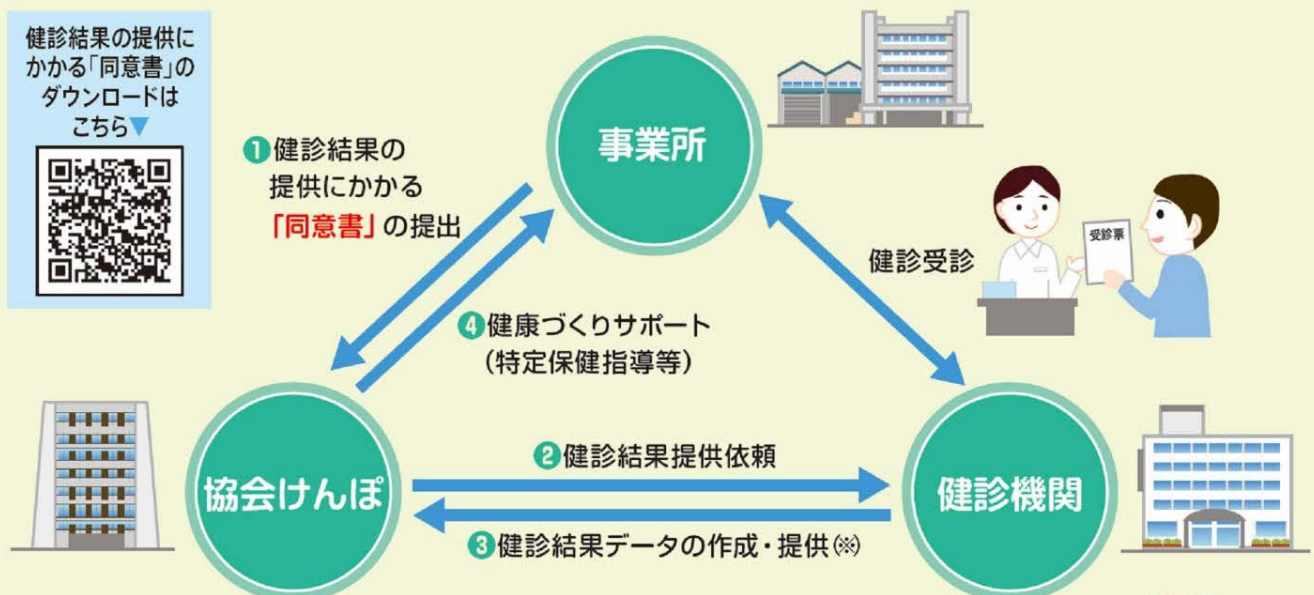
健診結果提供の対象者は？

対象者:事業者健診を受診された方で40歳以上74歳以下の被保険者(ご本人)
※生活習慣病予防健診を受診された方はご提供いただく必要はありません

健診結果は個人情報ですが、協会けんぽに提供しても大丈夫ですか？

事業者健診結果データを協会けんぽにご提供いただくことは、法律により定められています。事業主の皆様が個人情報の提供について、法的な責任を問われることはありません。

健診結果提供の流れ



※健診機関がデータを作成できない等の理由で、事業所様に健診結果の写しのご提出をお願いする場合があります。

事業主様や健康診断のご担当者様へご案内やご連絡をさせていただく場合がございますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

お問い合わせ先

保健グループ TEL 043-382-8313

協会けんぽ千葉支部からのお知らせ

「ジェネリック医薬品軽減額通知」をお送りします

現在服薬中の方へジェネリック医薬品という選択肢があることを知っていただくことを目的に「ジェネリック医薬品軽減額通知」をお送りします。

ジェネリック医薬品への切り替えを希望される方は、医師・薬剤師によくご相談ください。

※現在一部のジェネリック医薬品におきまして、供給不足や欠品が生じており、切り替えを希望されても難しい場合があります。

送付時期

令和5年8月下旬（被保険者のご自宅宛て）

送付対象

先発医薬品からジェネリック医薬品に切り替えた際に、お薬代の負担軽減が一定額以上見込まれる方
※すべての加入者に通知されるものではありません。



「健康な職場づくり宣言」事業所募集中！

安定した経営は従業員の健康づくりから

事業所（事業主）が従業員の健康づくりに積極的に取り組むことにより、従業員の健康増進はもとより、事業所の業績や価値の向上が期待される「健康経営®」が注目されています。

協会けんぽ千葉支部では、平成27年10月より健康経営の普及促進に向けた事業として「健康な職場づくり宣言」制度を創設し、健康な職場づくりを進める事業所の取組をサポートしています。

※健康経営はNPO法人健康経営研究会の登録商標です。

会社が健康づくりを推進するメリット

生産性向上

- モチベーションの向上
- 従業員の健康状態の改善
- 業務効率の向上

リスクマネジメント

- 事故や不祥事の予防
- 労災発生の予防

イメージアップ

- 企業ブランド価値の向上
- 人材（労働力）確保

まだ「健康な職場づくり宣言」をされていない事業所様はぜひ宣言をして、従業員の健康づくりに積極的に取り組みましょう！

「健康な職場づくり宣言」をするには？

STEP 1

取組内容を検討しましょう！

事業所全体でどのような健康づくりに取り組むか検討しましょう。

好事例事業所の取り組みを参考に検討ください！



すでに健康づくりを実践している会社の取組内容をご紹介します！

STEP 2

「宣言書」を提出しましょう

「宣言書」を記入し、FAXまたは郵送にてご提出ください。

後日、協会けんぽ千葉支部より「認定証」を交付します。

「宣言書」のダウンロードはこちら▶



STEP 3

健康づくりをスタートしましょう

「宣言書」に記入した取組項目に基づいて、健康づくりを実践しましょう。



「健康な職場づくり宣言」の特典&サポート

- 歯科健診が受診できます
- 求人票に記載、求職者にアピールできます
- 出張セミナーを受講できます
- 「事業所カルテ」を定期送付します

その他多数特典あり！

特典&サポートについて詳しくはこちら▶



お問い合わせ先 企画総務グループ TEL:043-382-8315



全国健康保険協会 千葉支部
協会けんぽ

〒260-8645
千葉市中央区新町3-13 日本生命千葉駅前ビル2階



043-382-8311 (代表)

千葉県社会保険協会からのお知らせ

被保険者等の健康保持増進事業



旬の味覚 梨・ぶどう狩り

補助券を配付します！

梨・ぶどう狩り(鎌ヶ谷地区 4 契約農園)

ぶどう狩り(香取地区 2 契約農園)

鎌ヶ谷市観光農業組合(鎌ヶ谷市役所内) ☎047-445-1141(代) 内線545
(<http://www.kamagayasikankounouguyoukumiai.info/>)

・平山ぶどう園 香取市高萩 359 ☎0478-75-3663
(<https://hirayamabudouen.jimdofree.com/>)

- ・小川園 鎌ヶ谷市くぬぎ山 4-4-3 ☎047-385-5071
- ・初清園 松戸市串崎新田 215 ☎047-386-7012
- ・初梅園 鎌ヶ谷市初富 88-2 ☎047-443-7273
- ・石井テル園 鎌ヶ谷市鎌ヶ谷 7-8-69 ☎047-443-1854

・菅谷ぶどう園 香取市岩部 1928-3 ☎0478-75-2683
(<https://www.sugayabudouking.com/>)

●利用期間 令和5年8月19日(土)～9月30日(土)

●利用期間 ^{平山}ぶどう園:令和5年8月12日(土)～9月30日(土)
^{菅谷}ぶどう園:令和5年8月16日(水)～9月30日(土)

●補助金額 大人(小学生以上) 450円
小人(3才～未就学児) 350円

●補助金額 大人(6才以上) 650円
小人(2才～5才) 530円

※上記農園の梨狩り・ぶどう狩りは、食べ放題入園料を支払う形式です。※持ち帰り別料金
協会契約入園料金から補助金額を差し引いた料金を農園にお支払いください。

※上記農園のぶどう狩りは、入園は無料、採取した分だけ量り売りという形式です。
精算時に、補助金額を差し引いた料金を農園にお支払いください。

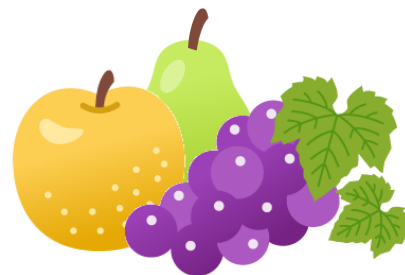
■期間中でも気象条件や農園の事情等により利用期間が変更になる場合や入園できない場合があります。
ご来園の際は、必ず農園に最新情報をご確認くださいませようようお願い申し上げます。

●利用対象者 当協会会員事業所の健康保険被保険者と被扶養者

●申込方法 下記の『補助券申込書』に必要事項をご記入のうえ、返信用封筒(送付先明記・切手貼付※94円切手)を
必ず同封し、下記申込先まで郵送にてお申込みください。※1地区、1事業所につき10枚まで

●申込先 〒260-0001 千葉市中央区都町 3-18-13
(一財)千葉県社会保険協会 梨ぶどう狩り補助券係 宛

●申込受付 令和5年7月24日(月)～
※補助券がなくなり次第、配付を終了いたします。



※コピーしてお申込みください

梨・ぶどう狩り 補助券申込書

鎌ヶ谷 (梨・ぶどう狩り)	大人券	枚
	小人券	枚
	計	枚
香取 (ぶどう狩り)	大人券	枚
	小人券	枚
	計	枚

・鎌ヶ谷地区(梨・ぶどう狩り)

・香取地区(ぶどう狩り)

※希望の地区に○印をしてください

事業所記号(※分からない場合は未記入可)

事業所番号(※分からない場合は未記入可)

事業所名

所在地〒

TEL

千葉県社会保険協会からのお知らせ

健康づくり

第17回 ボウリング大会を開催いたします

★日 時 : 令和5年10月28日(土) 午前10時より(集合時間 午前9時30分)

★場 所 : アサヒボウリングセンター 千葉市中央区新宿2-1-5 電話 043-242-2331

★競技種目 : **個人戦** 個人戦なので、1名でも参加できます!

★参加資格 : 当協会会員事業所の健康保険被保険者。ただしプロライセンスを有する方は除きます。

★競技方法 : ヨーロピアン方式により、1人3ゲームのトータルピンにより順位を決定します。

★ハンディキャップ(1ゲーム) : ※マイボール持参者は、ハンディはありません。

	男子	女子	マイボール持参者 (男女とも)
50歳未満	0	15ピン	0
50歳以上60歳未満	5ピン	20ピン	0
60歳以上70歳未満	10ピン	25ピン	0
70歳以上	15ピン	30ピン	0



★表彰 : 上位10位まで表彰します。

★定員 : 60名(ただし、1事業所5名までとします) ※最少催行人数30名
申し込みは、先着順とし、定員に達し次第締切となります。

★参加料 : 1人1,000円とし、大会当日に事業所単位で集金いたします。

★申込方法 : 下記の申込書にご記入のうえ、FAXまたは郵送にてお申し込みください。

★申込締切 : 令和5年9月4日(月)必着

★主催(申込先) : (一財)千葉県社会保険協会 〒260-0001 千葉市中央区都町3-18-13
Tel 043-233-3971 FAX 043-233-3973

参加賞あります!



※コピーしてお申し込みください

第17回 ボウリング大会 参加申込書

健康保険被保険者証の 記号・番号	ふりがな 氏名	性別	生年月日	年齢 (R5.10.28時点の年齢)	マイボール
		男・女	年 月 日	歳 (HD ピン)	有・無
		男・女	年 月 日	歳 (HD ピン)	有・無
		男・女	年 月 日	歳 (HD ピン)	有・無
		男・女	年 月 日	歳 (HD ピン)	有・無
		男・女	年 月 日	歳 (HD ピン)	有・無

令和5年 月 日

事業所名

事業所所在地

電話番号

申込責任者

※この申込書にご記入いただいた個人情報は、本事業の運営およびそれに関するご連絡・ご案内以外には使用いたしません。

千葉県社会保険協会からのお知らせ



大好評！ 「蓮沼ウォーターガーデン」

割引券を配付しています

千葉県最大級のプール「蓮沼ウォーターガーデン」！ 迫力満点の**スライダー**や**流れるプール**、**波のプール**、**小さなお子様用プール**など**17種類も**！ 当協会では、「蓮沼ウォーターガーデン」の入園割引券を配付しています。社員・従業員やご家族のリフレッシュにぜひご活用ください。

▶ **営業期間** 9月18日(月・祝)まで
※9月の平日は休園

▶ **営業時間** 午前9時～午後5時(最終入園は午後3時まで)

※悪天候時は休園となる場合もありますので、お出かけ前に施設に直接お問い合わせください。

蓮沼ウォーターガーデン ☎0475-86-3171 HP→<http://watergarden.hasunuma.co.jp>



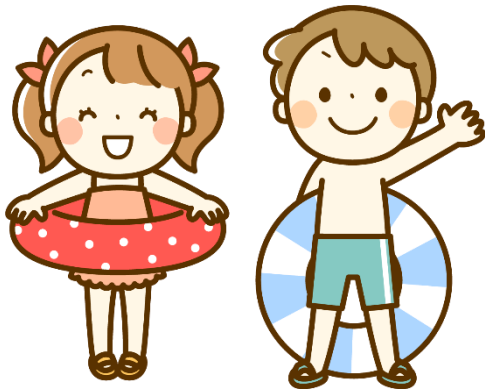
▶ **利用対象者**

当協会会員事業所の健康保険被保険者と被扶養者

▶ **申込方法**

下記申込書に記入のうえ返信用封筒(94円切手貼付)を同封し、当協会宛てに送って下さい。

〒260-0001 千葉市中央区都町3-18-13 (一財)千葉県社会保険協会 ※1事業所各種15枚まで



～蓮沼ウォーターガーデン入園割引券～

	一般料金	協会契約料金	補助金	利用者負担
大人 (18歳以上)	1,900円	1,710円	360円	1,350円
高校生	1,100円	990円	240円	750円
中学生	450円	410円	210円	200円
小学生	400円	360円	200円	160円
幼児 (4歳～未就学児)	200円	180円	100円	80円

※コピーしてお申込みください

蓮沼ウォーターガーデン割引券申込書

種別 ※枚数にご注意ください	大人	枚
	高校生	枚
	小・中学生	枚
	幼児	枚

事業所記号

事業所番号

事業所名

所在地〒

T E L

令和6年度から

協会費の口座振替を開始します！

多くの会員事業所様よりご要望をいただいております「口座振替」を、令和6年度からご利用いただけるよう準備をすすめています。事前の事務手続への協力にご賛同いただける会員事業所様につきましては、下記の申込書に必要事項をご記入のうえFAXにてお申込みください。

令和5年10月発送の「社会保険ちば2023年秋号」にて、再度、詳細をお知らせいたします。



口座振替にすると

1. わざわざ金融機関に出向く手間がなくなります
2. 振込手数料は当方が負担するためご負担はありません
3. 下記の提携金融機関がご利用になれます

京葉銀行・千葉銀行・千葉興業銀行・常陽銀行・武蔵野銀行・横浜銀行・東和銀行・東日本銀行・東京スター銀行・みずほ銀行・三菱UFJ銀行・三井住友銀行・りそな銀行・埼玉りそな銀行・千葉信用金庫・館山信用金庫・銚子信用金庫・東京ベイ信用金庫・佐原信用金庫・東京東信用金庫・千葉県内の農業協同組合・ゆうちょ銀行

4. 振替内容が通帳に表示されるためいつでも確認が可能です
5. 事前に口座振替のお知らせをお送りします



ご希望の方はFAXにてお申込みください

令和5年10月中までに、預金口座振替依頼書をお送りします

※口座振替は、令和6年度協会費からとなります。今年度分は4月にお送りした払込票でお支払いください。

口座振替申込書



FAX

043-233-3973

会費納入は口座振替を希望します

事業所記号	※分らない場合は未記入可	事業所番号	※分らない場合は未記入可	※協会使用欄 (記入不要です)	
フリガナ				申込担当者名	
事業所名					
所在地	〒				
電話番号	()	-			